

役員選任規程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、定款第20条第 1 項の規定による役員を選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「会員役員」とは、会員代表者のうちから選任する理事及び監事をいう。

(選任の方法の基本)

第 3 条 会員役員を選任は、選挙によって行う。ただし、総会に出席した会員の 3 分の 2 以上の同意を得たときは、選考委員が指名した候補者を承認する方法によって選任することができる。

2 会員代表者以外から選任する役員は、会長が選定した役員候補者を総会に付議して選任する。

3 第 1 項本文に規定する選挙及び同項ただし書きに規定する選任の方法、手続き等は、それぞれ第 2 章及び第 3 章に定めるところによる。

(会員役員の総定数)

第 4 条 会員役員の総定数は、理事 5 人以内及び監事 1 人とする。

(会員役員の資格の喪失)

第 5 条 会員役員は、その会員が脱退したとき又はその会員の会員代表者でなくなったときは、役員たる資格を喪失する。

(役員の設定)

第 6 条 役員（商品取引所及び商品先物取引業界に関係のある団体の役員のうちから選任される役員並びに会長が特に選定した先物取引について学識経験を有する者の中から選任される役員を除く。以下この条において同じ。）を選任するときは、満 70 歳以上の者を選任してはならない。ただし、本会を巡る情勢の変化が見込まれるなど、特別な事情があるときはこの限りでない。

2 在任中に満 70 歳に達した役員は、その日以後における最初の役員改選を伴う通常総会の日に退任する。

第 2 章 選 挙

(選挙権)

第 7 条 選挙権は、1 会員につき 1 個とする。

(選挙の方法)

第 8 条 選挙は、総会において、会員代表者について、理事又は監事に区分して、連記式無記名投票により行う。

2 有効投票の多数を得たものを当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選

人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

(選挙管理人)

第9条 選挙を行うときは、5人以上8人以内の選挙管理人を置く。

- 2 選挙管理人は、総会において選任する。
- 3 選挙管理人は、投票及び開票に関する事務を担当する。

(投票)

第10条 投票は、会員代表者が行う。

- 2 会員代表者は、書面又は代理人をもって投票を行うことができる。
- 3 前項の書面は、総会開催日の前日までに本会に到着しないときは無効とする。
- 4 第2項の代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

(開票)

第11条 開票は、選挙管理人が、投票終了後遅滞なく行う。

(投票の無効)

第12条 次の各号の一に該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 連記された数が選挙すべき役員の定数を超過しているもの
- 2 会員の投票のうち次の各号の一に該当する記載は、無効とする。
 - (1) 第8条第1項に規定する会員代表者以外の氏名を記載したもの
 - (2) 何人を記載したかを確認しがたいもの
- 3 第8条第1項に規定する会員代表者を重複記載した投票は、そのうち一つの記載を有効とし、他は無効とする。

(疑義の判定)

第13条 投票に関し疑義が生じたときは、選挙管理人が判定したうえ必要な処理を行う。

(開票結果の報告)

第14条 選挙管理人は、開票が終わったときは、その結果を議長に報告するものとする。

第3章 指名候補者の承認による選任

(選考委員)

第15条 第3条第1項ただし書きに規定する方法により会員役員を選任する場合における候補者の選定は、選考委員が行う。

- 2 選考委員は、6人以上10人以内とし、会員代表者のうちから、役員の選任ごとに総会において選任する。
- 3 選考委員は、選考委員のうちから委員長を互選する。

(選考結果の報告及び総会の承認)

第16条 選考委員長は、候補者の選定が終わったときは、その結果を議長に報告するものとする。

- 2 前項の報告があったときは、議長は、候補者を会員役員として選任することにつき、総会に諮るものとする。

附 則

1. この改正は、平成11年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成11年2月4日から施行する。
 2. 平成11年4月1日から第9回通常総会終了の日までを任期とする役員の選任については、この規定による改正前の役員選任規程にかかわらず、第8回臨時総会でその選任に関し必要な事項を決定し、第9回臨時総会で選任する。
- (注) 改正事項は、次のとおりである。
全面改正。

附 則

- この改正は、平成12年5月25日から施行する。
- (注) 改正事項は、次のとおりである。
第6条第1項を改正。

附 則

- この改正は、平成14年5月22日から施行する。
- (注) 改正事項は、次のとおりである。
第6条第1項を改正。

附 則

- この改正は、平成23年1月1日から施行する。
- (注) 改正事項は、次のとおりである。
第1条を改正。

附 則

- この改正は、平成24年2月22日から施行する。
- (注) 改正事項は、次のとおりである。
第4条、第6条第1項及び第15条第2項を改正。

役員選任規程の運用方針

(平成11年2月4日総会決定)

1. 2つの選任方法の運用方針

- (1) 会員役員の選任を議案とする総会を開催するに当たっては、理事会において選挙の方法と指名候補者の承認による方法のいずれの方法で総会に提案するかを議決するものとする。
- (2) (1)の理事会の議決に従い、選挙によると議決した場合は、総会の開催通知の段階で選挙の手続きをとる。
- (3) 理事会において指名候補者の承認方式によると議決した場合において、総会で同方式の採用が否決されたときは、改めて選挙のための総会を開催するものとする。

2. 指名候補者の承認方式の場合の選考委員の提案

選考委員の選任の提案は、会長が行うものとする。

附 則

この運用方針は、平成11年4月1日から実施する。